

四日市市告示第 327 号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年 3 月 27 日三重県条例第 7 号）第 72 条の 4 第 2 項に基づき、次のように告示する。

令和 7 年 4 月 17 日

四日市市長 森 智広

1. 発表事項

川尻町地内における土壌汚染について

2. 発表内容

令和 7 年 4 月 16 日、三重県生活環境の保全に関する条例第 72 条の 4 第 1 項に基づき、株式会社 ENEOS マテリアル（東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号 代表取締役社長 志賀 智）から四日市市川尻町 100 番地において土壌汚染を発見した旨の届出がありました。

JSR 株式会社所有地内において、当該土地の占有者である株式会社 ENEOS マテリアルが既設設備を転用するにあたり、自主的に土壌・地下水調査を実施しました。調査の結果、全 17 区画中 1 区画で「砒素及びその化合物」が土壌溶出量基準を超過しました（地点は別紙参照）。

なお、当該物質については、工事範囲の地下水下流側の境界付近で地下水の調査を行い、基準を満たしていることを確認しており、周辺環境への影響はないと考えられます。

また、工事予定地内では、過去に「砒素及びその化合物」の使用履歴はなく、土壌汚染の原因は不明です。

<土壌調査結果（溶出量）>

物質名	最大検出濃度 (土壌溶出量基準の倍数)	土壌溶出量基準
砒素及びその化合物	0.016mg/L (1.6倍)	0.01mg/L

※汚染区画は現在、コンクリート被覆されており、雨水浸透防止措置が講じられています。

3. 事業者における今後の対応

土壌溶出量基準超過が確認された汚染区画について、汚染土壌を掘削除去の上、適正に処理を行う予定です。

4. 四日市市の対応方針

- (1) 令和 7 年 4 月 17 日に現地確認を行います。
- (2) 土壌汚染対策が適正に行われるよう指示していきます。

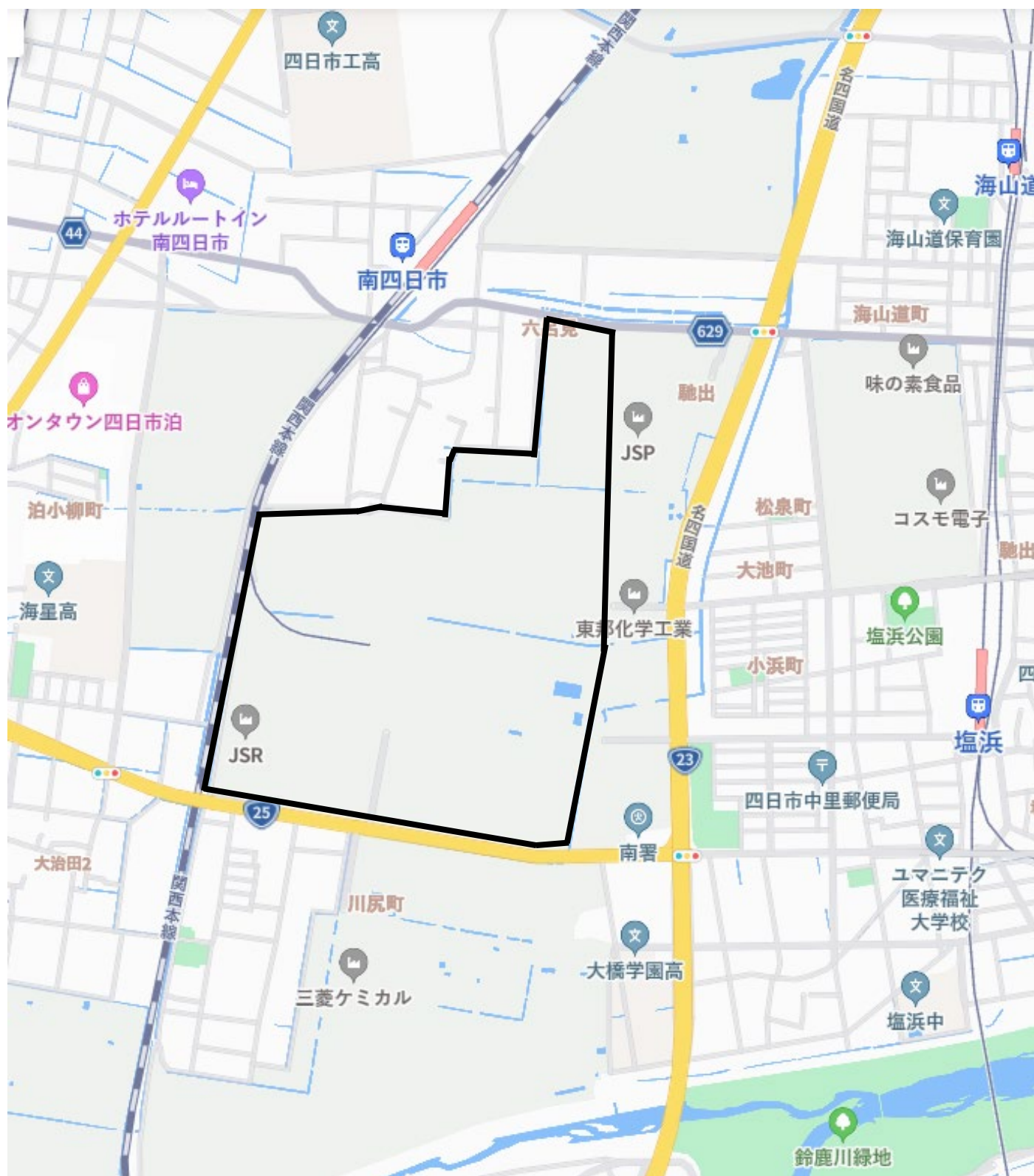
5. 届出内容の問い合わせ

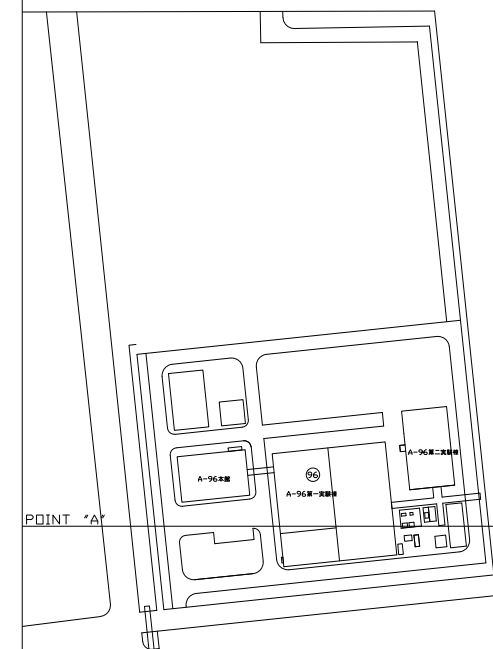
株式会社 ENEOS マテリアル四日市工場 環境保安部 環境保全課

電話：059 - 344 - 0118

(環境部環境政策課)

株式会社ENEOSマテリアル 四日市工場 周辺図

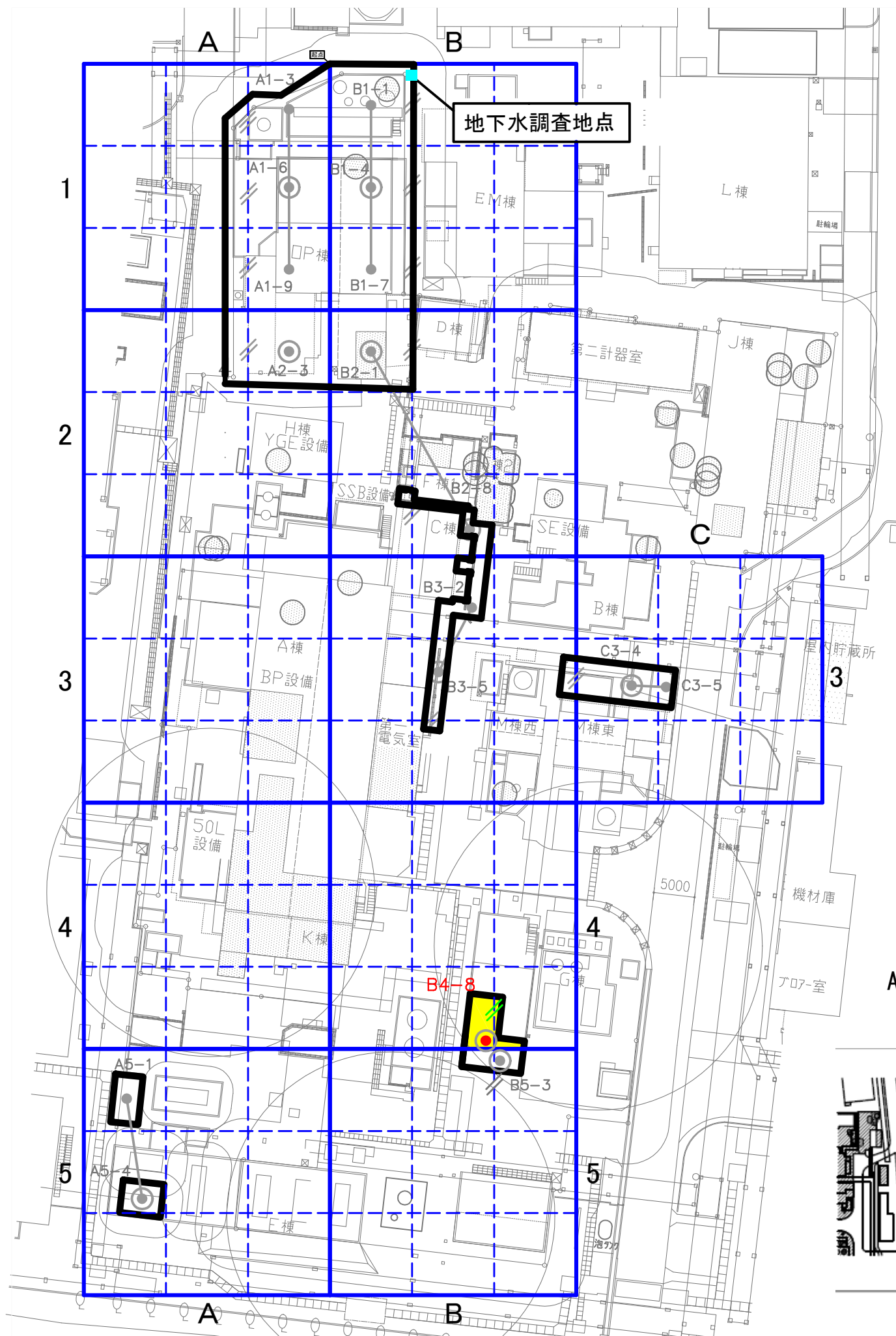




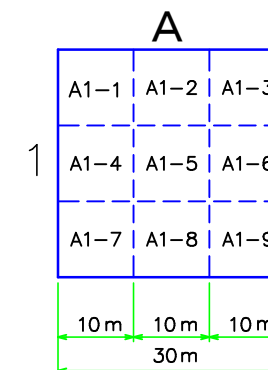
AREA 96

●：基準値不適合区画

[illegible]



(凡例) 30m格子内採取地点番号



土地の形質変更予定地面積: 1,309㎡

- 調査対象地(工事掘削予定地)
面積: 1,084㎡ (全17区画)
- 土壌ガス調査地点 表層土壌調査地点
- 詳細調査地点(ボーリング調査)
- 統合区画 地下水調査地点
- 基準不適合区画(B4-8区画: 砒素及びその化合物(溶出量))

※統合区画: B4-8区画とB4-9区画を統合して、B4-8区画とする
(統合区画 面積: 30㎡)

分析値

区画名	B4-8
対象物質	砒素 (土壌溶出量)
深度	分析値
表層	0.016
GL-1.0m	0.013
GL-1.25m	0.010
GL-2.0m	0.008
GL-3.0m	<0.001
基準値	0.01

単位: mg/L

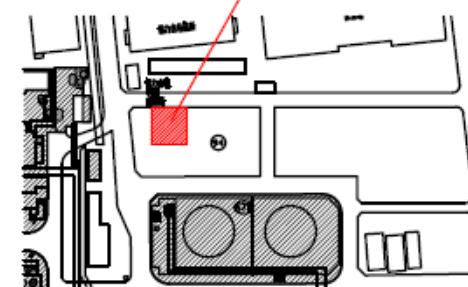
地点名	形質変更予定地 境界付近
対象物質	砒素
	分析値
地下水	0.001
基準値	0.01

単位: mg/L

※赤字は基準超過

A-94借用地(盛土面積)

225㎡



基準不適合区画位置図